

## 「平和の礎」朝鮮人刻銘について

沖 本 富貴子\*

### The Cornerstone of Peace : Inscriptions of Koreans

OKIMOTO Fukiko

#### 要 旨

沖縄県の「平和の礎」には国籍、軍人、民間人を問わず沖縄戦で亡くなったすべての人を刻銘するとしながらも、朝鮮人については刻銘が進んでいない。その原因はどこにあるのか、沖縄県の「平和の礎」建設当初の朝鮮人刻銘取り組みとその後の追加刻銘を辿りながら、朝鮮人の追加刻銘の可能性について考察した。

キーワード：平和の礎、朝鮮人刻銘、旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿

#### はじめに

沖縄戦終結50年に当たる1995年に建設された「平和の礎」には約24万人が刻銘されている。この24万人余をすべて読み上げるという企画が2022年に始まった。2023年の今年は二年目を迎え、県内33の小中高校が取り組み、8市町村が読み上げを主催するなど、「平和の礎」に関する注目が集まっている。朝鮮人刻銘者の読み上げについても有志が集まり、漢字にハングルでルビをふり、何度か練習を重ねて本番に臨んだ。声に出して読み上げると、ようやく一人ひとりに向き合うことができたという実感が湧いてくる。

一方、今年も朝鮮人刻銘の立ち遅れが指摘された。「平和の礎」が完成した当初から残された課題と言われ続けていることである。本研究ノートはこの課題に取り組むための基礎になる事柄を整理して、今後役に立つことを目的として書いたものである。

幸い「平和の礎」読み上げと期を一にして、『沖縄「平和の礎」はいかにして創られたか』<sup>1</sup>が出版された。礎の建設に深くかかわった当時の知事公室長・高山朝光、事業の最前線にいた比嘉博主査、そして「平和の礎」刻銘検討委員会の座長であった石原昌家の三氏による編

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 ofukiko@gmail.com

著である。あとがきに「建設の経緯や一般に知られていない事柄を網羅した内容とすることにした」とあるように、本書により朝鮮人刻銘に至る経過が初めて公にされた。さらには沖縄県が今年に入って朝鮮人刻銘に関する文書を一部開示した。これらを通して朝鮮人刻銘に至る経過とその後の追加刻銘の経緯が徐々に明らかになってきた。

本研究の第1章はこうした県行政側のみる朝鮮人刻銘について整理し、第2章では、筆者が実際追加刻銘に関わった3名の事例を紹介して刻銘の困難さとその克服について考察した。第3章では、追加刻銘の可能性について述べた。

## I 朝鮮人の刻銘はどのようになされたのか

### (1) 「平和の礎」とは

1990年12月、大田昌秀が沖縄県知事に就任すると、平和行政施策の一つとして「平和の壁」構想が策定された(91年)。その後国際平和交流課が新設され、名称を「平和の礎」と変更し、その理念を「戦没者の追悼と平和祈念」、「戦争体験の教訓の継承」、「安らぎと平和の学びの場」の3点に集約した。平和の礎には国籍、敵味方、戦闘員、民間人、住民を問わず沖縄戦で亡くなったすべての人が刻銘されている。

さらに沖縄県民については1931年の満州事変から始まる15年戦争の全期間を通じて死亡した人も含まれている。満蒙開拓団として「満州国」に、またサイパン、テニアン、パラオ等南洋諸島に移民した人々も戦火に巻き込まれ犠牲になった。陸・海軍に召集され、中国各地、インドシナ、東南アジアで死亡した県民も多い。国外の戦線から戻ってまた沖縄戦で命を失ったものもいる<sup>2</sup>。

「平和の礎」にはこうした日本の中国・アジア侵略戦争の過程で犠牲になった沖縄の人々の歴史が刻まれているだけでなく、日本の戦況に一喜一憂しながら皇国臣民の思想にからめとられ、戦争協力者になっていったことへの自責の念が深く刻まれている。「平和の礎」開幕式での主催者の式辞では次のように述べられた。「国策としての戦争に何ら疑念を抱くゆとりもなく、ひたすらに国策に追従したあげくの甚大な犠牲であった」<sup>3</sup>。国策の誤りに気が付かず追従したことへの反省が詠われ、さらに続けて「犠牲者の中にはかって朝鮮から強制的に連行されてきた人たちや、台湾出身の兵士たちも含まれていた事実を、私たち県民は自らの問題として忘れることはなきない。」と侵略の歴史を自らの問題にしようと決意し、「未曾有の体験を通して学んだ戦争の教訓を後世に伝えたい」と命と引き換えに学んだ教訓を「平和の礎」に刻んだとした。

朝鮮人にとっては、日本に国を奪われたうえに日本の戦争に連行されたものであり、軍隊の中では虫けら同然の蔑視と差別を受け、戦場では死ぬまで戦うことを強要された。彼らは望郷の念を抱きつつ爆弾に当たり、日本兵に殺され、マラリヤ、餓死、衰弱死へと至った。

2023年6月23日現在「平和の礎」 国名及び刻銘者数は以下のとおりである。

出身地	沖縄県	県外	米国	英国	台湾	朝鮮民主主義 人民 共和 国	大韓民国	合計
人数	149,634	77,823	14,010	82	34	82	381	242,046

## (2) 朝鮮人刻銘に至る経過

### ① 刻銘の元になった朝鮮人戦没者名簿が作成されるまで

「平和の礎」刻銘検討委員会で、刻銘対象者は国籍を問わず、母国語で刻銘することが決定された。名簿の整理は県内と他府県からスタート、その後米国、やや遅れて台湾、朝鮮半島出身者について始まった。朝鮮人戦没者の名簿は厚生省にあるという情報をもとに名簿の提出を要請したが、厚生省はこれを断った。このため県は再三要求、渋る厚生省に最終的に大田知事が直談判してようやく閲覧の許可が出たという。しかしコピーすることは禁じられ手書きで書き写して来た。

厚生省の名簿は海軍と陸軍にわかれ、出身地の道ごとに記載されている連名簿である。被徴用者の氏名、所属、生年月日、死亡年月日、死亡場所、死亡区分、住所と親権者の氏名などの項目があり、氏名は創氏改名後の氏名となっている。全体の名簿の中から死亡場所が沖縄になっている者だけを抜き書きした。93年12月、県庁職員らが数日掛かりで作業を行った。比嘉博は、その時でさえも、果たしてこの名簿だけで沖縄戦の戦没者全員であるといえるのかという疑問を持ったとし、今でもその思いはあると言う。このようにして出来上がった朝鮮人戦没者名簿は421人であると、沖縄県は1994年1月11日に発表した。

沖縄県が厚生省で閲覧した名簿は「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」である。日本政府は、21,919人が収録されたこの名簿の写しを、1971年に韓国政府に引き渡したと公表している。この名簿は日本国内では公開されておらず、韓国政府は「被徴用死亡者連名簿」として保存、整理した。当初韓国国内ではこの名簿が閲覧できたが、その後7つの項目（名前、生年月日、本籍地、連行地、合祀の有無、死亡の当否、供託金）で電算処理され、公開も一部に限られた。日本政府から引き渡された当初、名簿の複写本が韓国の国会図書館や、国立中央図書館などにも保存された。菊池英明はこの名簿を『旧日本軍朝鮮半島出身軍人軍属死亡者名簿』（新幹社、2017年）として出版しており、国内でも見る事ができるようになった。

### ② 韓国政府への協力と刻銘承認依頼

沖縄県は厚生省を通して名簿の入手を進める一方、直接韓国政府にも働きかけている。93年9月、大田知事が韓国訪問した際、外務部アジア局長に会い戦没者名簿の提出を依頼した。だが韓国側には名簿がないとの返事であり、大田知事は韓国の記者会見で「平和の礎」建設についての理解と戦没者刻銘の情報提供を呼び掛けた。この訪問の際、大田知事が韓国中央図書館で戦没者の名簿を見つけている。この名簿は、県厚生省名簿と一致していることが確認されたが、まだ閲覧が可能な時期だったと思われる。

この翌年の94年8月、比嘉博ら3人が県から派遣され、韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」（共同代表＝梁順任・金鍾大）と会い、①厚生省から入手した名簿について創氏名から本来の名前に戻すことへの協力、②これ以外の名簿がある場合はその名簿の提供依頼、③上記①②で網羅できない沖縄戦戦没者調査への協力を要請した（沖縄県・総平第144号）。遺族会は趣旨に大いに賛同したが、氏名を刻銘する以上、一自治体であろうと日本国としての責任を形あるもので具体的に表わして欲しいという立場であった。太平洋戦争犠牲者遺族会は91年、日本政府に対する損害賠償請求を提訴している。第1次原告の中には沖縄戦で宮古島に連行された徐正福（特設水上勤務第101中隊）と、最終連行地が阿嘉島であった同103中隊の姜仁昌の2人も入っている。遺族会にとっては、日本国に対して責任を認めさせその補償を迫る中での沖縄県からの刻銘協力要請であった。簡単に対応するのは難しい局面であったのだろう。

### ③ 創氏改名から本来の名前に戻す作業

刻銘は母国語で行われることになっていたが、厚生省から入手した名簿は創氏名となっており、母国語に直す作業は難渋した。前掲書<sup>4</sup>では創氏名での刻銘に反対する声の関係者からよせられ、新聞紙上でも抗議的な意見が出たとある。県の刻銘検討委員会もその点では異存がなく、創氏改名で刻銘することは日本の植民地支配を認めてしまうことになるという認識で共通していた。

大田知事が誕生した90年から「平和の礎」完成までの5年間は、「従軍慰安婦」及び朝鮮人連行に関する関心が内外で高揚した時期である。金学順が「慰安婦」被害者であることを明らかにしたのが91年8月、これを機に市民らの支援活動と日韓双方での研究が活発化した。日本政府も韓国政府からの真相究明を求められ、93年、河野内閣官房長官がいわゆる「河野談話」を発表し、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」と表明した。

沖縄においては1986年、沖縄戦に連行された被害当事者が沖縄を訪問した。特設水上勤務第103中隊の慶山郡出身者らでつくられた団体「太平洋同志会」の代表千澤基ら5人が沖縄大学の招請で来沖、103中隊の最終連行地である阿嘉島や座間味島を回り、沖縄大学の土曜講座で阿嘉島での朝鮮人処刑はじめ沖縄戦の体験を赤裸々に報告した。当事者が沖縄の地で証言したのは初めてであり、県民は強い衝撃をうけた。この時は『恨—朝鮮人軍夫の沖縄戦』（河出書房新社、1987年）の共著者である権丙卓と海野福寿も同行した。これをきっかけに沖縄戦の朝鮮人問題がクローズアップされ、1989年から朴壽南が沖縄に移り住み、映画「アリランのうた」の撮影を開始した。この関係で90年、『朝鮮人軍夫の沖縄日記』（三一書房、1992年）の著者、金元栄（水勤隊102中隊所属）等7人が来沖、91年には映画が完成し県内

各地で上映された。92年、姜仁昌や沈在彦（水勤隊103中隊）らが三たび来沖している。こうして内外で当事者たちの証言が相次ぎ、侵略の歴史と植民地支配の実態が可視化される渦中にあった時、「平和の礎」に刻まれる名前が創氏名であってはならないことは沖縄の人々の中では共有されていたといえるだろう。

しかし実際に創氏名を本来の名前に戻すためには戸籍で確認しなければならず簡単なことではない。その上遺族から承諾を得ることが必要だ。沖縄県は沖縄に事務所を置いている二つの団体、即ち「駐那覇大韓民国領事館」（領事・洪淙厚、以下駐那覇領事館）と、「在日朝鮮人総連合会沖縄県本部常任委員会」（委員長・金洙燮、以下朝鮮総連沖縄本部）に協力を依頼した。1994年1月、駐那覇領事館に次の3点を依頼している。(1)貴国出身者の氏名を刻むことへの了承、(2)厚生省の名簿から作成された陸海軍の軍人・軍属戦没者名簿の創氏名を韓国の実名に戻すことへの協力、(3) (2) の名簿以外にも戦没者名簿があれば提供いただきたい（沖縄県総442号）。この依頼に対して駐那覇領事館は大韓民国側（江原道含めて）の342人中199人の氏名が判明したとして、氏名を添付し、94年9月に最終報告している。判明率は6割弱である。朝鮮総連沖縄本部に対しても上記(1)～(3)の依頼が行われた。これに対する回答は、不存在という理由で開示されなかったが、比嘉博によれば82人の名簿が寄せられ刻銘承認も得られたという。1995年完成時の朝鮮人刻銘者は朝鮮民主主義人民共和国82人、大韓民国51人の合計133人である。駐那覇領事館は最終的に刻銘の承認が得られたものとして51人分の名簿を沖縄県に提出した。

#### ④ 国名について

ところで朝鮮半島出身者の国名をどうするかという問題があった。日本による韓国併合までは大韓帝国という単一国家であった。日本の敗戦による解放で国の再建が始まったが、国家の分断が続いている。駐那覇領事館からは使用する国名について、刻銘者全員を「大韓民国」とする要望があり、朝鮮総連沖縄本部からは「朝鮮半島」としてほしいという申し出があった。両者の折り合いがつかず、沖縄県は妥協案として国連加盟国名を使用することを提案し、「朝鮮民主主義人民共和国」と「大韓民国」に落ち着いた。沖縄県の当初案はどうだったのか明らかにされていないが、少なくとも連行された死者に対して戦後の分断を強要してはならない。せめて「朝鮮半島出身者」とできなかつたらどうか。

#### ⑤ 初年度に刻銘された太平洋同志会の犠牲者

県厚生省名簿からどの程度「平和の礎」に刻銘されたのか確かめる作業の中で、初年度刻銘者が県名簿にない者が多数占められていることが分かった。初年度に刻銘された刻銘者数の内訳が、県の情報公開「朝鮮半島出身戦没者『平和の礎』刻銘状況、(2004年)平成16年6月23日現在」により明らかにされ、その謎が解けた。表1は公開された図表の一部を省き再構成したものである。これを見ると初年度大韓民国刻銘者51人中16人が県名簿に記載され

ていた者であり、残り35人はこの名簿外にあり、また太平洋同志会の犠牲者であることが分かった。表2は2005年以降の刻銘者数である。

表1 朝鮮半島出身戦没者「平和の壁」刻銘状況 平成16年（2004年）6月23日現在  
作成/沖縄県 再構成・再録/沖本富貴子

旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿（厚生省の名簿から平成5年12月に県が調査して作成 419名）									
刻銘年		刻銘者数			韓国内訳				
和暦	西暦	北	韓国	合計	(厚生省) 県名簿	県名簿 洪教授	県名簿外 洪教授	個人申告 (名簿外)	太平洋同志会名簿 (名簿外)
H7	1995	82	51	133	16				35
H8	1996		3	136	2			1	
H9	1997		43	179		43			
H10	1998		92	271		90	2		
H11	1999		42	313		39	3		
H12	2000		32	345		27	5		
H13	2001		33	378		23	10		
H14	2002		13	391		13	0		
H15	2003		17	408		15	2		
H16	2004		15	423		9	5	1	
		82	341	423	小計 18	小計 259	小計 27	小計 2	小計 35
						洪教授総計 286			
洪教授名簿調査結果								県名簿調査残 30	
刻銘不可者30人/ 内訳：辞退5、重複3、帰国後死亡21/対象外1									

【注】洪氏は1996年度から2003年度まで調査に携わる。洪氏と県の直接契約は2002年度（2002.7.12～2003.3.14）、及び2003年度（2003.6.24～2004.3.31）。2003年度、洪氏との契約が終了した地点で沖縄県はこの表を作成し集計している。

表2 「平和の礎」刻銘者数（2005年6月23日～2023年6月23日現在）

年	北	韓国新規	韓国累計	合計
2005	82	3	343	425
2006	82	2	345	427
2007	82	5	350	432
2008	82	13	363	445
2009	82	0	363	445
2010	82	1	364	446
2011	82	0	364	446
2012	82	0	364	446
2013	82	0	364	446
2014	82	0	364	446
2015	82	0	364	446
2016	82	0	364	446
2017	82	15	379	461
2018	82	0	379	461
2019	82	2	381	463
2020	82	0	381	463
2021	82	0	381	463
2022	82	0	381	463
2023	82	-1	380	462

重複のため1人削除

太平洋同志会は、沖縄の捕虜生活の中で慶山道出身者たちによって準備され、帰還したのち正式に会が発足した。1987年、慶山郡の百合公園に太平洋同志会犠牲者の慰霊碑を建立し、碑には39人の戦没者名と出身地、さらに「山本連透等名前の分からない霊」と合わせて40人の名前が刻銘された<sup>5</sup>。碑文は領南大学教授権丙卓が書き、式典には沖縄から沖縄大学の新崎盛暉ら5人が参加している。1986年、沖縄大学の招聘で来県したのも実はこの碑を作るにあたって沖縄の地から「40位を招魂」するためのものであった<sup>6</sup>。これらのいきさつは千澤基による『回顧録―空も泣き地も泣き』（私家本、1994年、領南大学図書館所蔵）に詳しくある。水勤隊103中隊に所属し、那覇港でのつらい作業から、阿嘉島と座間味島への移動、捕虜生活と太平洋同志会結成準備、帰還から慰霊碑建立まで、そして沖縄訪問にも言及している。毎年4月20日には碑の前で慰霊祭が行われ、領南大学の学生たちも参加している。

太平洋同志会犠牲者の40人中、「山本連透」を除く39人を「平和の壁」で確認すると初年度に39人全員が刻銘されている。つまり4人が県名簿にあり、35人が名簿外にあったということだ。

#### ⑥ 初年度の刻銘で明らかになったこと

第1に、太平洋同志会の件から、厚生省が作成した「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」から漏れている犠牲者が多数存在することを証明しており、名簿は実態とかけ離れていることが分かる。

第2に、駐那覇領事館は1994年9月、県名簿中199人の本名が判明したとして県に名簿を提出したが（県総平第86号）、最終的に51人の承認が得られたとして刻銘者名簿を県に提出した。しかし51人中35名が名簿外だった訳で県厚生省名簿から初年度刻銘されたのは16人だけだったことが明らかになった。居留民団沖縄県地方本部・全泰慶団長が「平和の礎」の除幕式で次のように述べている。「ここで忘れてならないことは犠牲者の遺家族の中で子々孫々永代の恥辱であるとの理由で刻銘を拒んだ方々がおられることです。第二次世界大戦中、沖縄で犠牲になった韓国人の正確な数が今日に至るまで明らかになっていないことは、強制連行を実施した日本政府当局の無誠意、責任感の欠如を全世界にさらけだしたものです」。

沖縄県からの依頼で199人の名前が確認できたのが1994年9月。刻銘まで残された期間がごくわずかな中、韓国本国で個々の遺族と連絡し承諾を受ける作業がどれくらい行われたのか推測の域を出ないが、いずれにしても本国での動きは鈍かったと思われる。加害国の一自治体に取り組んでいる「平和の礎」事業が韓国国内でどの程度受け入れられたのであろうか。

#### ⑦ 「平和の礎」除幕式

「平和の礎」の除幕式には自さ社連立政権を率いる社会党委員長・村山富市首相はじめ三権の長が居並ぶ中、居留民団沖縄県地方本部・全泰慶団長は前述したとおり日本政府の責任の欠如を批判する一方、朝鮮総連沖縄本部・金洙燮委員長は、日本の植民地支配と無謀な戦

争により「従軍慰安婦」や朝鮮人同胞が尊い命を失ったとし、無辜の民を犠牲にした蛮行に怒りを表するとともに「平和の礎」が日本の過去の清算に結び付き世界恒久平和につながることを確信すると結んだ。日本政府から両団体のあいさつ文を事前に入手したい旨再三の要請があったそうだが、沖縄県はこれを無視した。アジアの人々を苦しめ、沖縄を日本本土の防波堤とした日本の戦争責任に自覚を促すという意味もあったと思われる、大田昌秀知事の信念を垣間見ることができる。

### (3) 朝鮮人犠牲者の追加刻銘はどこまで進んだか

#### ① 県厚生省名簿をもとにした追加刻銘

朝鮮人追加刻銘についての方針は県名簿で刻銘されていないものを引き続き刻銘するというもので、その作業は1996年度から2001年度までの6年間はコンベンションビューローに委託され、明知大学の洪鍾必教授がその任についた。2002年度と2003年度は洪鍾必と直接契約し、沖縄県はこの年度をもって県名簿の追加刻銘は終了したとし、2004年3月末で洪鍾必との契約を打ち切った。「平和の礎」建立8年目のことであり県政は稲嶺恵一に代わっていた。各年度の予算は100万円から150万円の間で、委託内容は、名前を突き止め遺族に会い刻銘承認を得るといったものだった。土江真樹子『季刊前夜』第1期・3号（影書房2005年）によれば、洪鍾必は住所を頼りに役所に行き、県からの委任状を見せ警察署の許可を得て古い戸籍簿を閲覧、該当者を探し出す。役所の職員からは仕事が増えるといった不平や、軍人・軍属は日本の協力者なのにといった不満を受けることもあったとしている。県は洪鍾必一人にこの仕事をまかせた。こうした洪鍾必の様子は琉球朝日放送「揺らぐ刻銘～沖縄〈平和の礎〉の理念を問う」（2004年、ディレクター、土江真樹子）で放映されている。これによれば96～97年まで洪鍾必は50人の遺族に会って44人から承認を得、6人から拒否されている。また44人の中に一人女性がいたが沖縄県はこの女性を刻銘しなかった。その理由は遺族に伝えられていなかった。沖縄県に確認したところ、シンガポールの病院で死亡しているため「平和の壁」の刻銘基準に該当しないという回答であった。彼女は1946年7月30日、肺結核により南方1陸軍病院で死亡している。沖縄戦との関連は見られない。沖縄県が厚生省の名簿から書き写す際に間違っただけと思われる。この件があって以降、沖縄県は朝鮮人女性を刻銘しない方針だという批判が定着しているが、行き過ぎた解釈といえる。県がそのような方針であれば「平和の礎」の精神から逸脱することになる。女性の姪が「女性だとわかってても刻銘すべきじゃないですか、女性たちのことをきちんと残すべきです」（同映像）と述べているように、沖縄戦の朝鮮人女性死亡者も「平和の礎」に刻銘されなければならない。沖縄の人々は女性たちと身近に接し、その死に立ち会い（渡嘉敷島）、病弱死した女性が埋葬されたことも知っている（石垣島）。身元が分かる手だてでは難しいが、記憶が消える前に記録される方法はないものだろうか。

洪鍾必は刻銘の難しさについて96年からの1年間を振り返り、次のように述べている（琉

球新報「1997年6月23日」)。「遺族は突然刻銘の話聞いて戸惑う。戦後補償と関係あるのか、刻銘に費用が掛かるのかといった質問もある。遺族に粘り強く理解してもらって承認を得ている。拒否する理由として、公職にあるものが日本軍の軍人・軍属であったことで日本に加担したとみられるのはまずいと考えたり、公職でなくとも日本軍に加担した家族の子孫というレッテルが張られることを危惧する場合もある。また外国で死亡した場合、死亡者の財産処分は裁判手続きが必要であり法的な問題も出てくるため、外国で死亡したとされることに抵抗がある場合もあった。」

韓国で沖縄がどれほど知られていただろうか。洪鍾必が訪ねて初めて沖縄で死亡したことを知った遺族も少なくないという。「平和の礎」がどれほど具体的に理解されたか、日本政府との違い、靖国合祀とは違うことをどこまで理解してもらえたのか想像するしかないが、それでも承認をした遺族の思いを重く受け止めなければならない。この重い作業を一人で8年間担い続けた洪鍾必氏に改めて敬意を表したい。

洪鍾必のこうした丹念な活動によって最終的には2004年6月23日までに県名簿の419人中(当初発表は421人だがその後419人に訂正されている)359人が刻銘された(表1)。359人の内訳は朝鮮民主主義人民共和国が82人、大韓民国の方が、沖縄県が直接受付をして刻銘したのが18人、洪鍾必が関与した刻銘者が259人ということになる。このほかに個人特定はできたが刻銘に至らなかった者が30人おり、その内訳は辞退5人、名簿重複3、帰国後死亡21、対象外1である。この時点で名簿調査の残りは30人となった。朝鮮戦争で戸籍簿が紛失するなどしており個人特定は相当困難であることは想像できる。洪鍾必が最終年度の契約に入る直前、名簿の残りは41人で、内朝鮮名が判明していなかった者が35人いたことも明らかになっており、たとえ本人が特定されたとしても遺族にたどり着くまでには更なる困難があったと思われる。

また、県名簿外、即ち厚生省が把握していなかった死亡者が、2004年6月23日時点で洪鍾必が申請して27人、自主申告者が1人、太平洋同志会から35人、合わせて63人刻銘されていることが分かった。改めて厚生省の名簿だけに頼る刻銘方法では限界があり、平和の礎にはこうした限界を超えてすでに刻銘がなされていたことが分かった。

ところで最終年度契約終了後の2004年6月23日には15人が追加刻銘された。内洪鍾必申請の分は14人である。新城俊昭は自著『沖縄戦から何を学ぶか』(沖縄時事出版、2005年、第二版)で、洪鍾必はこの年に15人申請したが、内1人が1944年3月1日死亡であったため(沖縄県の規定で32軍創設の3月22日から刻銘可能)刻銘されなかったとしている。杓子定規な対応といわなければならない。洪鍾必は最終的に県名簿の259人を刻銘につなげ、さらに名簿がない27人を探し出し、合計286人の刻銘に寄与した。

## ② 名簿調査終了とその後

ところで洪鍾必との契約終了については批判が起こり稲嶺県政の姿勢を問う声があがっ

た。県は記者会見を開き、厚生省の名簿をさらに掘り起こす、個人ではなく遺族会の協力を得て広範囲に取り組みと発表した。洪鍾必は、「沖縄で亡くなった人全員を刻銘したい、契約終了は残念だ。刻銘する場所があるのに埋めることができなくむなしさを感じる」と訴えた（沖縄タイムス「2004年6月25日」）。

この問題を整理すると、第1に県の方針は当初から「県厚生省名簿の未刻銘者の刻銘」であり、その点でいえば8年間の調査を経てほぼ終了したといえる。第2に、だが洪鍾必は調査の過程で名簿外の犠牲者家族に会い刻銘につなげている。聞き取りの過程で新しい情報につながり、広がりや端緒をつかんでいとみられる。洪鍾必のまだできるという確信は8年間の実績を踏まえたものと言える。第3は沖縄県が洪鍾必一人に丸投げをしてしまったことについては検証が必要である。沖縄戦の朝鮮人連行の実態を「平和の礎」に反映させるという当初の理念が薄まり、名簿の未刻銘者を刻銘することに特化した残務处理的なものに変質してしまった。したがって本国で刻銘作業を進める洪鍾必と情報の共有をしながら刻銘の可能性を探るという、本来行政が堅持すべき姿勢を沖縄県は持ちえなかった。第4に、洪鍾必は韓国本国で300人近くの遺族と出会い話を聞いている。この記録が残されていないことは大きな損失といえる。この当時、現地調査について研究者や協力者によるプロジェクトが組まれて総合的に追加刻銘が進められていれば事態はまた変わっていたのではないかという思いを強くする。

洪鍾必との契約終了後、沖縄県は2005年から2010年まで韓国の「東亜日報」と「朝鮮日報」の二紙に、2005年には民団新聞にも追加刻銘の募集を行っている。もっとも最後の三年間は交互に一紙ずつであった。刻銘の手続きには、①刻銘者申告表、②戸籍謄本（戦没年月日及び戦没場所が確認できるもの）の提出が必要であり、詳しくは沖縄県のホームページを参照されよという内容である。まことに木で鼻をくくった内容であり、その間の刻銘者数を見ればその成果は一目瞭然である（表2）。韓国国内での問い合わせ先はなく、相談先は外国の沖縄県である。民団沖縄県地方本部長の金仁洙は、遺族から自発的に刻銘を申請しなければならない、どこで死亡したかわからない遺族も多いだろうと指摘している（琉球新報「2015年6月23日」）が、その通りである。たとえ沖縄に連れていかれたことが分かっているにもかかわらず、戸籍に死亡と載せることもできない。沖縄で死亡した証明をだすのは非常に難しい。この点については次の章で追加刻銘された3人の事例を取り上げ紹介したい。

沖縄県が表明した遺族会との協力、厚生省名簿からの更なる掘り起しはその後どうなったのか、情報公開を待っているところだが、県の動きは見えない。

## II 追加刻銘に関わって見えてきたこと

この章では、2017年刻銘の朴熙兌、権云善、2019年刻銘の金萬斗の3人の刻銘に関わって、そこで見えてきたことについて整理したい。

(1) 権云善と朴熙兌、二人の事例（2017年刻銘）

- ① 権云善 2017年刻銘、1915年1月10日生、慶尚北道尚州郡出身、陸軍軍属（臨時庸人）  
1944年7月13日 特設水上勤務第104中隊編入（第3小隊）  
供託金：未支給給与金 東京法務局 995円  
刻銘申請者：息子 権水清

父・権云善について息子の権水清は『強制動員被害者に聞く、まだ終わっていない話』（太平洋戦争被害者補償推進協議会、2010年）で詳細に述べている。あらましは次の通り。

「父は徴用された時、周囲から家族はどうするか、逃げた方がよいと言われたが、仕方がないと言っていたそうです。沖縄と一緒にいった同僚から話を聞いたところ、軍隊式に列を作って洞窟に入ったところ洞窟が爆破され、その時に父は亡くなったそうです。父を待ちながら暮らしましたが戻ってこず、姉が病気で死に母もそのあと亡くなりました。父が帰ってこずその恨みで二人とも死んだのだと聞きました。当時9歳だった私は親せきに預けられ、弟とも離ればなれになりました。食べるのが精いっぱいな時代、親せきの家で雑用しながら学校も行きませんでした。遺族会の方と一緒に沖縄に行ったとき、韓国人の名前がたくさん刻まれた壁がありましたが、その中に父の名前がありませんでした。遺骨を見つけたら祀ってそれから死にたいです。」

権水清は、高齢の体を押して父の遺骨を探しに三度沖縄を訪問している。県庁にも「平和の礎」への刻銘と遺骨の返還要請で二度訪れている。

- ② 朴熙兌 2017年刻銘、1919年3月28日生、慶尚北道奉化郡出身（創氏名 高木熙兌）  
1944年7月13日 特設水上勤務第104中隊編入（第1小隊）  
供託金：未支給給与金 東京法務局 1450円  
刻銘申請者：娘 朴春花

娘・朴春花が2015年、民団沖縄県地方本部主催の韓国人戦没犠牲者慰霊大祭に出席した折、遺族紹介がなされた。そのあらましは以下の通り。

「父は2男4女の長男として生まれました。祖父は際立ってよい人物で能力も秀でており、村の人たちが奉化郡守になりなさいという程でした。祖父が日本にわたって帰ってきてからは自動車を乗りまわすほどの裕福な生活でしたが、ある日日本人と酒を共にしたあと、電気拷問にかけられ精神に異常をきたし生活もだんだん苦しくなりました。村の里長に強制的に日本に行けと言われて父は徴用されました。村から合わせて8名が行き、解放後4人が生きて帰ってきましたが、残りの4人は現地で死亡したそうです。帰ってきた同僚から証言を聞いた母の話では、沖縄にわたって1年ぐらいした頃、食べるものがないため民家に降りて行きサツマイモを見つけて食べたところ、日本軍に見つかりその場で首を切られたそうです。父はそれで亡くなったということです。父が帰ってこないで母は再婚をし、私は一緒に暮らすようになりましたが、面倒を見てもらえず転々としながら不幸な日々を送りました。教

育を受ける機会はありませんでした。父について日本からなんの連絡もありませんでしたし、遺骨も受け取っていません。そのためお墓も作れず、生死の事実さえわからないので祭祀を行うこともできないでいます。」

朴熙兌は1944年8月、沖縄に到着すると読谷村渡具知に駐屯し、渡具知港で軍物資の荷揚げ作業をしていたが、年が明けた2月、渡嘉敷島に移動し赤松嘉次の率いる海上挺進第3戦隊の指揮下に入った。1年ほど経ってからという証言から、朴熙兌が日本兵に切られたのは渡嘉敷島に渡ってからだ。米軍に包囲された渡嘉敷島は食料に窮し厳しい食料統制が敷かれた。朝鮮人が食べ物を与えられず餓死していたという証言や、また朝鮮人がスパイ、統制違反で日本兵に切り殺されたという証言が残っている。赤松の副官と言われた知念朝睦は畑を荒らした朝鮮人3人を殺したと証言している（琉球政府編『沖縄県史』第9巻、1971年）。同じ慶良間諸島の阿嘉島も食料の欠乏で真っ先に犠牲になるのは朝鮮人であった。平時でも軍隊内での朝鮮人への食事差別は顕著で、朝鮮人に関する証言で多くを占めるのが、おなかをすかせて食べ物をもらいに来る朝鮮人の姿である。同僚の話からも朴熙兌が渡嘉敷島で日本兵に殺されたことは間違いない。

### ③ 二人が刻銘されるまで

二人の刻銘については委任を受ける形で沖縄県に申請を申し出た。しかし二人共県名簿（厚生省名簿）に収録されておらず、また、戸籍簿にも沖縄で死亡したという記載がない。朴熙兌の場合は奉化郡の住所で1952年死亡と記録され、権云善は戸籍の電算化に伴って除籍簿があるがそれ以前の履歴が出てこない。沖縄で死亡したことが戸籍簿からは証明できないのである。だが、二人とも厚生省から回答された在隊記録で水勤隊104中隊所属であったことが証明されており、部隊留守名簿にも二人の名前がある。死亡時の同僚証言もある。こうした事情を説明したところ沖縄県は申請を受理するとのことだったが、その後一転し書類不備のため受理できないとの連絡が入った。

戸籍の問題は洪鍾秘も苦戦していたが、戦争から戻ってこないからといって、人はすぐに戸籍を整理したりしない。いつかは戻ってくるかもしれないと思うのが家族の心情だ。やむなく戸籍を整理するのは残された妻が再婚する場合や財産相続等で戸籍の整理が必要な時、あるいは近い親族が死亡したのに合わせて除籍する場合などだという。日本政府は「未帰還者留守家族等援護法」（昭和28年）や「未帰還者に関する特別措置法」（昭和34年）を制定し、国の責任で未帰還者の調査をした。援護法適用のため戦死認定に漏れが無いようにしたが、旧日本軍の朝鮮人は外国籍としてこの法律から除外され調査されなかった。日本政府が公式に認定したのは「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」の21,919人であり、実態にそぐわないことは前述の通りだ。権云善の場合、生死についての問い合わせに国の回答は「復員又は死亡記録なし」であった。

ところで申請に必要な書類について韓国側の支援団体関係者に協力をお願いしたところ、

靖国神社合祀取り下げ訴訟をしている最中であり、遺族は沖縄と日本の区分が難しく、新しく刻銘するよりもまず靖国から名前を消して欲しいと言う反応であることが伝えられた。そうしながらも二人の戸籍簿の取り寄せや死亡時の状況資料等、煩雑な作業に協力を惜しまなかった。

戸籍の問題がネックである以上、朝鮮人の刻銘は前に進まない。そのため「沖縄恨之碑の会」でも取り組むことが決定され、沖縄県と県議会に陳情書を提出、同時に署名活動を進めた。新聞報道も後押しし、文教厚生委員会で参考人招致されることになった。その結果、陳情書が採決され二人の名前が刻銘されるに至った。権水清は高齢で体を壊していたため来沖できなかったが、後年韓国に行って直接お目にかかった時には二つの希望の内、半分が叶ったと喜んでおられた。

## (2) 金萬斗の事例（2019年刻銘）

金萬斗 1921年11月2日生、慶尚南道南海郡、(創氏名 金山萬斗)

1945年1月22日死亡、彦山丸乗組員（機関部）、死因 船舶に対する米軍機爆撃

刻銘申請者 甥 金昌琪

沖縄戦の朝鮮人調査の過程で本部町健堅に彦山丸乗組員14人の墓標が建てられていたことが分かり、韓国、台湾の市民たちと共に大掛かりな遺骨発掘調査が行われたが、遺骨を探せなかった経緯がある（2020年）。14人の墓標中2人が朝鮮人であったが、金萬斗は「平和の礎」に刻銘されていなかった。済州大学の高誠晩教授とゼミ生の崔ヘヨンの協力を受け、甥の金昌琪を訪ねた。金萬斗は結婚しておらず、兄弟も死亡しているため遺族は甥になるが、すでに70代になっていた。ところで遺族は金萬斗が沖縄で死亡したことを知らなかった。兄と一緒に連行され日本まで一緒だったがその後別れたため、兄は帰ってこない弟を死ぬまで気にかけていたと言う。

金萬斗の場合は戸籍簿で「昭和20年1月22日、時刻不詳、本邦南方海面において戦死」と確認されたため刻銘に支障はなかった。だが書類を役場でとり寄せて沖縄に送る手続きは遺族に託してきたために、その後、遺族からは特に外国郵便には気を使い、精神的にも負担が大きかったと伝えられた。

## (3) 直面した刻銘の難しさと課題

3人の事例を整理すると

ア、権云善と朴熙兌の場合、沖縄県は当初、戸籍簿で死亡が証明されないため刻銘はできないとしたが、その後総合的に沖縄で死亡したことが判断できるとして二人を刻銘した。

これは今後刻銘を進めていく上で大きな前例となり、刻銘への間口が広がったといえる。

イ、朴熙兌と権云善の場合は、沖縄に来て「平和の礎」があることを知り、そこに父の名がないことから刻銘を希望した。これは韓国では「平和の礎」が広く知られていないと

いうことを示していると同時に、沖縄に来て刻銘が動機づけられたということでもある。前述した韓国の合祀取り消し訴訟の関係者も、6月23日に沖縄の「平和の礎」を訪れてからは、遺族たちがこの光景を見ればもっと理解されるだろうと語った。

ウ、金萬斗の場合、沖縄で死亡したことを家族は知らなかった。「平和の礎」が沖縄にあることを初めて聞き、勧められて刻銘申請をした。洪鍾必もこのような例を語っている。日本からの情報で遺族につながっていく余地はあるということだ。

エ、遺族が高齢化しており、刻銘申請の負担は大きい。諸手続きの簡素化や協力団体のサポートが必要である。

#### (4) くすぶり続ける朝鮮人刻銘への評価

朝鮮人刻銘は遺族が拒否しているから進まない、加害者と同列に刻銘されることを遺族は望んでいない、といったことを耳にする。遺族にとって「靖国」と「平和の礎」の違いが見えないといった反応もあったが、大事なのは一人ひとりの遺族と向き合い、「靖国」とは違う「平和の礎」について理解してもらおうその過程を経なければならないということである。歴史の埋めがたい溝を市民の側から克服していくことが大事だ。「誤った国策には従うまい」「二度と武力の争いで命を落とすまい」、こうした沖縄の歴史から得た教訓と決意が込められている「平和の礎」を基点に、日韓間の幅広い共感が生まれることを期待したい。

### Ⅲ 刻銘の可能性は

それでは実際に刻銘を進めていくための手掛かりはあるのか。1995年当時と比べて研究は進んでいる。強制動員真相究明ネットワークの竹内康人は、2019年の「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」主催の学習会で「沖縄戦関係・朝鮮人死亡者名簿」を公表した。

さらには韓国政府による被害者、犠牲者の調査が行われ、その認定作業が行われている。この経過については、対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会発行『委員会活動結果報告書』（2016年）に詳しく書かれている。それによると韓国国会で2004年、「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」が制定され、「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」（以下委員会）が正式に発足した。委員会は、被害者本人あるいは本人と親族関係にあるものによる申告を受け、精査し被害認定を下していった。2005年から2008年まで三度にわたって申請が受け付けられた。最終的に被害者認定されたものは218,639人であり、このうち沖縄関係者については以下の通りである。

韓国政府委員会の調査結果（沖縄） 2015.12.31

総数	死亡	後遺症	行方不明	生還
2,644	517	51	157	1,919

死亡者と不明者合わせて674人になる。このうち平和の礎に刻銘されていない者が相当数いるようだ。沖縄県は朝鮮人刻銘について本腰を入れて検討し、積極的な方針を打ち出す時である。

もう一つの可能性は、韓国の「行政安全部過去事関連業務支援団強制動員犠牲者遺骸奉還課」が、沖縄で収骨された遺骨のDNAから個人を特定し祖国に奉還するために、沖縄戦の遺族167人分のDNAをデータ化している。本部町健堅で彦山丸犠牲者の遺骨発掘を行った際には課長一行が来沖し、沖縄県、本部町、そして平和の礎を訪問している。今後の遺骨奉還に期待が懸かると同時に平和の礎刻銘の足掛かりとなるだろう。

## 終わりに

首里城の再建が進む中、地下司令部壕の保存と公開に向けた動きも始まっている。琉球王国時代に養われたアジアの人々との共生と共栄の精神が再び脚光を浴びている。「平和の礎」が教えてくれるのはアジアの人々との共存である。朝鮮人刻銘が進むことを願ってこの研究ノートをまとめた。

## 注

- <sup>1</sup> 高山朝光・比嘉博・石原昌家、2022年『沖縄「平和の礎」はいかにして創られたか』高文研
- <sup>2</sup> 沖縄からの出兵、移民等については以下を参照。沖本裕司編著、2021年『県内市町村史に掲載された中国での戦争体験記を読む～沖縄出身兵170人の証言』私家本
- <sup>3</sup> 注1 同書95p
- <sup>4</sup> 注1 同書92p
- <sup>5</sup> 立命館大学衣笠総合研究機構の成田千尋助教より慰霊碑の写真の提供を受けた
- <sup>6</sup> 沖縄大学が招聘したいきさつは、新崎盛暉著、1992年『小国主義の立場で』凱風社に掲載